

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月から52年3月まで  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間①及び②については、昭和51年3月に会社を退職した後、国民年金の加入を母と伯父に勧められ、伯父に加入手続をしてもらった。母が自宅に集金に来ていた近所の女性を通して国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間③については、A市からB市に転居した後、数か月遅れて同市役所の窓口で国民年金保険料を納付した記憶がある。窓口の女性が「未納分が無くなり全部納付されましたよ。」と言ってくれたことを記憶しているため、未納期間は無いと思っていた。

申立期間について調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立期間が3か月と短期間である上、申立人は、その前後の期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立期間②の前後において、申立人の住所及び生活状況に大きな変化はうかがえない。

2 一方、申立期間①については、C市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録は、年度の一部で未納があった場合に作成される特殊台帳の納付記録と一致している。

また、申立人は、母が自宅に集金に来ていた近所の女性を通して国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立人自身が、当該女性

には連絡しないでほしいとしていることから、当時の状況を確認することはできなかった。

さらに、申立人は、伯父に国民年金の加入手続をしてもらったと述べているなど、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、その伯父は既に亡くなっており、また、国民年金保険料の納付を行っていたとする母は病気のため、当時の状況を確認することはできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、「B市に転居（昭和60年4月6日）の数か月後、同市役所の窓口で申立期間③の国民年金保険料を納付書で納付したと思う。」と述べているが、申立人が納付したと記憶している時点では、申立期間③の国民年金保険料は過年度納付となり、B市役所の窓口で納付することはできない。

また、B市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録は、特殊台帳の納付記録と一致している。

- 4 申立人が、申立期間①及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を7万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月13日

申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された申立期間の賞与に係る賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賞与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、7万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月12日

私の厚生年金保険料納付記録のうち、A社に係る賞与の記録が欠落している。

申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成18年分給与所得の源泉徴収票及びA社が委託する会計事務所から提出された社員別給与・賞与支給実績一覧表により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、27万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする同僚も、賞与に係る記録が無いことから、事業主は、前述の社員別給与・賞与支給実績一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 55 年 3 月 21 日から 57 年 8 月頃まで

私は、申立期間①はA社（現在は、B社）、申立期間②はC社（現在は、D社）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間①についてはA社が発行した在籍証明書、申立期間②についてはC社が発行した昭和 55 年分及び 56 年分の給与支払報告書等を所持しているため、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社発行の「在籍証明書」により、申立人は、昭和 49 年 4 月 1 日から 54 年 11 月 20 日までの期間において、同社に勤務し、そのうち、52 年 8 月 27 日から 54 年 9 月 1 日までの期間においては海外出張していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社において、海外出張後の昭和 54 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人と一緒に海外出張したとする同僚についても、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、A社の元代表取締役は、「申立期間①において、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

さらに、申立人は、「海外出張前は、現場作業に従事していた。」と述べ

ているところ、前述の元代表取締役及び申立期間①に現場監督をしていた同僚は、「申立期間①当時、現場作業員の厚生年金保険への加入は希望制であった。」と述べている。

加えて、申立人から提出された海外出張期間内の「預金取引明細書」には送金額だけが記載されており、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間②について、申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間②において、C社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社は、「C社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和61年3月1日であり、申立期間②当時は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」としており、オンライン記録によれば、C社は、昭和61年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②のうち、昭和56年8月から57年8月までは国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる上、申立期間②当時のC社における代表取締役及び取締役二人並びに申立人が記憶する事務担当の女性は、申立期間②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を全て納付していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された「昭和55年分及び56年分の給与支払報告書」及び「昭和58年度市民税・県民税課税証明書」に記載されている社会保険料控除額は、当該報告書及び証明書に記載されている給与総支給額から推認できる当時の厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と比較して著しく低額となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月頃から 40 年 3 月頃まで  
② 昭和 40 年 7 月頃から 41 年 3 月頃まで

私は、申立期間①はA県B市（現在は、C市）内のD社又はE社に、申立期間②は同県F市（現在は、C市）内のG社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。申立期間①及び②は厚生年金保険に加入していたはずなので、調査の上、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、A県B市内のD社又はE社に、申立期間②について、同県F市内のG社に勤務していたとしているところ、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることは確認できない。

また、申立人は、申立てに係る事業所の正確な所在地を記憶しておらず、管轄する法務局に照会したものの、該当する事業所に係る商業登記の記録は確認できない上、A県のH振興会及びI組合に照会しても、申立てに係る事業所の加盟記録は確認できなかった。

さらに、申立人は、事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A県内において名称の類似する複数の厚生年金保険の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらなかった。



このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。